

宇治市地域防災計画（改定初案）について

1. 主な改定項目

- (1) 「南海トラフ地震に関する情報」の発表に係る改定
- (2) 長谷川洪水浸水想定区域図の公表に伴う改定
- (3) 避難情報の発令に係る改定
- (4) 災害の予防に関する改定
- (5) その他時点修正等

2. 改定の概要

(1) 「南海トラフ地震に関する情報」の発表に係る改定

「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合の対応

【震災対策編第5編第6章第2節】

内閣府により、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」が策定、公表され、今後、異常な現象が観測された場合には、気象庁から「南海トラフ地震に関する情報」として、「南海トラフ地震臨時情報」等が発表されることとなった。

これを受け、本市は、「南海トラフ地震に関する情報」で巨大地震の発生に警戒又は注意が必要であるとの情報が発表された場合には、直ちに災害警戒本部を設置し、地震への備えに努める。

<気象庁から発表される情報と本市の対応>

情報名	情報発表条件	本市の対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	巨大地震の発生に警戒が必要な場合	災害警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合	災害警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）	

(2) 長谷川洪水浸水想定区域図の公表に伴う改定

洪水浸水想定区域の見直しの反映

【一般対策編第2編第2章第1節】

【資料編資料2-47】

水防法に基づき、京都府管理河川である長谷川の想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定区域図が公表されたことを明記する。

京都府は、「山科川洪水浸水想定区域図」を平成30年5月8日に公表、「堂ノ川洪水浸水想定区域図」「弥陀次郎川・戦川・新田川洪水浸水想定区域図」「古川（井川・名木川含む）洪水浸水想定区域図」「笠取川洪水浸水想定区域図」「志津川洪水浸水想定区域図」を平成30年10月5日に公表、「長谷川洪水浸水想定区域図」を令和元年10月4日に公表した。

(3) 避難情報の発令に係る改定

避難情報の発令基準の改正

【一般対策編第3編第1章第1節】

【資料編資料2-48】

天ヶ瀬ダムの放流連絡の運用見直し及び京都府土砂災害警戒情報システムの表示変更に伴い、避難情報の発令基準を見直した。

[（警戒レベル3）避難準備・高齢者等避難開始の基準及び発表時の状況と住民に求める行動]

基 準 及 び 状 況	
土砂災害	<ul style="list-style-type: none">大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>実況または予想で大雨警報発表基準の土壤雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき</u>前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）を発見したとき大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いとき

[（警戒レベル4）避難勧告の基準及び発表時の状況と住民に求める行動]

基 準 及 び 状 況	
河川	<ul style="list-style-type: none">洪水予報河川において、「氾濫警戒情報」が発表され、今後、「氾濫危険水位」に達する見込みがあるとき洪水予報河川において、「氾濫危険水位」に達したとき水位周知河川において、「避難判断水位」に達したとき<u>天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前</u>河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき異常な堤防の漏水、浸食が発見されたとき
土砂災害	<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒情報が発表されたとき大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発令されたとき京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき</u>前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）を発見したとき

[（警戒レベル4）避難指示（緊急）の基準及び発表時の状況と住民に求める行動]

基 準 及 び 状 況	
河 川	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川において、「氾濫危険情報」が発表され、今後、堤防高まで水位上昇の見込みがあるとき ・天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する1時間前 ・堤防の決壊につながるような大量の漏水、浸食や亀裂等を発見したとき ・樋門、水門等に機能障害が発見されたとき
土 砂 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき</u> ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき

(4) 災害の予防に関する改定

初動医療体制の整備

【一般対策編第2編第3章第5節】

【震災対策編第2編第2章第6節】

市は、被災地域外の関連機関による初動医療体制の構築、迅速・的確な救急・救護・医療活動ができるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、各医療機関の被災状況の情報収集及び避難所・救護所の情報等の共有に努める。

(5) その他時点修正等

時点修正や各編の構成の整合性を図るため、文言の修正等

3. パブリックコメントの実施について

- (1) 実施期日：令和2年3月6日～4月6日
- (2) 周知方法：市ホームページ、市政だより、報道連絡等
- (3) 配架先：市ホームページ、担当課窓口、行政サービスコーナー、各種公共施設等
- (4) 提出方法：持参、郵送、FAX、電子メール、市民の声投書箱等
- (5) その他：意見等の取りまとめの結果及び意見等に対する回答については、後日、市ホームページで公表

4. 今後の予定

予 定 等	
3月4日	報告「改定初案」：総務常任委員会
3月6日 ～4月6日	パブリックコメントによる意見募集
5月初旬～中旬	報告「提出意見等及び市の考え方、最終案」：総務常任委員会
5月19日	宇治市防災会議（承認）

新旧対照表

資料 1

一般対策編 P 1 ~ 12

震災対策編 P 13 ~ 20

追加・修正資料

資料編

- ・ 資料1-44 指定河川洪水予報
- ・ 資料1-45 特別警報・警報・注意報
- ・ 資料2-21 宇治川洪水予報発表例
- ・ 資料2-22 木津川下流洪水予報発表例
- ・ 資料2-40 京都地方気象台が発表する注意報及び警報の種類と基準
- ・ 資料2-47 一般的な事象における避難勧告等の発令の判断基準（河川の氾濫）
- ・ 資料2-48 土砂災害警戒区域における避難勧告等の発令の判断基準

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
一般対策編 第2編 災害予防計 画	第2章 災害に強い 宇治市づくり	第1節 水害の予防	<p>4. 国及び府管理河川にかかる洪水浸水想定区域</p> <p>国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所では、水防法に基づき「想定し得る最大規模」の降雨に対応した新しい「淀川水系洪水浸水想定区域図」を平成29年6月14日に公表し、京都府は、「山科川洪水浸水想定区域図」を平成30年5月15日に公表、「堂ノ川洪水浸水想定区域図」「弥陀次郎川、戦川・新田川洪水浸水想定区域図」「古川（井川・名木川含む）洪水浸水想定区域図」「笠取川洪水浸水想定区域図」「志津川洪水浸水想定区域図」を平成30年10月5日に公表した。</p> <p>（3）洪水浸水想定区域内にある地下施設及び要配慮者利用施設</p> <p>イ. 避難確保計画及び浸水防止計画 洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告する<u>とともに、これを公表する。</u></p> <p>エ. 市の責務 市は避難確保計画の重要性を認識してもらうため、施設管理者等に対し、防災意識の向上を図ると共に、施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、事業所の業態、規模等の実態に即した支援を行う。</p>	<p>4. 国及び府管理河川にかかる洪水浸水想定区域</p> <p>国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所では、水防法に基づき「想定し得る最大規模」の降雨に対応した新しい「淀川水系洪水浸水想定区域図」を平成29年6月14日に公表し、京都府は、「山科川洪水浸水想定区域図」を平成30年5月15日に公表、「堂ノ川洪水浸水想定区域図」「弥陀次郎川、戦川・新田川洪水浸水想定区域図」「古川（井川・名木川含む）洪水浸水想定区域図」「笠取川洪水浸水想定区域図」「志津川洪水浸水想定区域図」を平成30年10月5日に公表、<u>「長谷川洪水浸水想定区域図」</u>を令和元年10月4日に公表した。</p> <p>（3）洪水浸水想定区域内にある地下施設及び要配慮者利用施設</p> <p>イ. 避難確保計画及び浸水防止計画 洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告する。</p> <p>エ. 市の責務 市は避難確保計画の重要性を認識してもらうため、施設管理者等に対し、防災意識の向上を図ると共に、施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、事業所の業態、規模等の実態に即した支援を行う。また、<u>施設の所有者又は管理者が、イの避難確保計画を作成していない場合は、その所有者又は管理者に対し必要な指示を行い、所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わないときは、その旨を公表する</u>ことができる。</p>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
		第4節 土砂災害対策	<p>1. 河川又は山林等の砂防事業及び土石流対策 (省略)</p> <p>又、異常な集中豪雨等により土石流<small>注1)</small>が発生すると、その特性である水を含んだカニ状の土砂が土砂自身の非常に大きい力で流下するため、両岸を削り、多量の土砂を一気に押し流して下流の人家集落に被害を発生させる。これによる死者、行方不明者は、全水害死者数の約23%を占めている。 (省略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 (省略)</p> <p>イ. 避難確保計画の作成 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者または管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告するとともに、これを公表する。</p> <p>エ. 市の責務 市は避難確保計画の重要性を認識してもらうため、施設管理者等に対し、防災意識の向上を図ると共に、施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、事業所の業態、規模等の実態に即した支援を行う。</p>	<p>1. 河川又は山林等の砂防事業及び土石流対策 (省略)</p> <p>又、異常な集中豪雨等により土石流<small>注1)</small>が発生すると、その特性である水を含んだカニ状の土砂が土砂自身の非常に大きい力で流下するため、両岸を削り、多量の土砂を一気に押し流して下流の人家集落に被害を発生させる。これによる死者、行方不明者は、全水害死者数の多くを占めると言われている。 (省略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 (省略)</p> <p>イ. 避難確保計画の作成 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者または管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告する。</p> <p>エ. 市の責務 市は避難確保計画の重要性を認識してもらうため、施設管理者等に対し、防災意識の向上を図ると共に、施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、事業所の業態、規模等の実態に即した支援を行う。また、施設の所有者又は管理者が、イの避難確保計画を作成しない場合は、その所有者又は管理者に対し必要な指示を行い、所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わないときは、その旨を公表することができる。</p>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
	第3章 災害の予 防、灾害応 急対策への 備え	第5節 医療救護体 制の整備	<p>1. 初動医療体制の整備</p> <p>(2) 医薬品・資機材等の整備</p> <p>ア. 市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。</p> <p>イ. 市外からの応急医療物資の受け入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1. 初動医療体制の整備</p> <p>(2) 医薬品・資機材等の整備</p> <p>ア. 市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。</p> <p>イ. 市外からの応急医療物資の受け入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。</p> <p><u>(3) 広域災害・救急医療情報システム (EMIS)による医療情報の把握</u></p> <p>市は、被災地域外の関連機関による初動医療体制の構築、迅速・的確な救急・救護・医療活動ができるよう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用し、各医療機関の被災状況の情報収集及び避難所・救護所の情報等の共有に努める。</p>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後																			
一般対策編 第3編 災害応急対策計画	第4章 水防上必要な活動	第3節 水防警報等の種類及び内容、通信方法	<p>2. 国土交通省が気象庁と共同して行う洪水予報</p> <p>洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川の洪水について、国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区気象台）が共同して指定河川において洪水予報を行うものであり、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報・氾濫注意情報解除の5種類があ</p>	<p>2. 国土交通省が気象庁と共同して行う洪水予報</p> <p>洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川の洪水について、国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区気象台）が共同して指定河川において洪水予報を行うものであり、<u>資料1-44</u>のとおり発表される。警戒レベル2から5に相当する。</p> <p><u>資料1-44 指定河川洪水予報</u></p>																			
	第5章 情報の収集・伝達	第1節 予報及び警報の伝達組織と周知方法	<p>【活動を実施するために必要な情報の入手先】</p> <table border="1"> <tr><td>活動項目別の主な入手情報</td></tr> <tr><td>気象情報等の収集</td></tr> <tr><td>(省略)</td></tr> <tr><td>山科川水防警報・水位情報及び古川水防警報</td></tr> <tr><td>(省略)</td></tr> </table> <p>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</p> <table border="1"> <tr><td>活動項目別の主な伝達情報</td></tr> <tr><td>気象情報等の伝達</td></tr> <tr><td>(省略)</td></tr> <tr><td>山科川水防警報・水位情報及び古川水防警報</td></tr> <tr><td>(省略)</td></tr> </table>	活動項目別の主な入手情報	気象情報等の収集	(省略)	山科川水防警報・水位情報及び古川水防警報	(省略)	活動項目別の主な伝達情報	気象情報等の伝達	(省略)	山科川水防警報・水位情報及び古川水防警報	(省略)	<p>【活動を実施するために必要な情報の入手先】</p> <table border="1"> <tr><td>活動項目別の主な入手情報</td></tr> <tr><td>気象情報等の収集</td></tr> <tr><td>(省略)</td></tr> <tr><td>山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報</td></tr> <tr><td>(省略)</td></tr> </table> <p>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</p> <table border="1"> <tr><td>活動項目別の主な入手情報</td></tr> <tr><td>気象情報等の収集</td></tr> <tr><td>(省略)</td></tr> <tr><td>山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報</td></tr> <tr><td>(省略)</td></tr> </table>	活動項目別の主な入手情報	気象情報等の収集	(省略)	山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報	(省略)	活動項目別の主な入手情報	気象情報等の収集	(省略)	山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報
活動項目別の主な入手情報																							
気象情報等の収集																							
(省略)																							
山科川水防警報・水位情報及び古川水防警報																							
(省略)																							
活動項目別の主な伝達情報																							
気象情報等の伝達																							
(省略)																							
山科川水防警報・水位情報及び古川水防警報																							
(省略)																							
活動項目別の主な入手情報																							
気象情報等の収集																							
(省略)																							
山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報																							
(省略)																							
活動項目別の主な入手情報																							
気象情報等の収集																							
(省略)																							
山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報																							
(省略)																							

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
			<p>2. 京都地方気象台の予報及び警報等の通報 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2. 京都地方気象台の予報及び警報等の通報</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、都道府県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域「山城中部」の名称</p>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
			<p>(1)京都地方気象台の発表する予報及び警報等の通報は、災害対策基本法、気象業務法、消防法、水防法等に定められたものによる。</p> <p>(2)気象台が発表する気象注意報及び気象警報は、すべて同格に取り扱われる所以、新しいものが出来たときは自動的に切りかわる。</p> <p>(3)地面現象と浸水に関する注意報・警報事項は、それぞれの注意報及び警報の標題として発表されず、気象注意報あるいは気象警報に含めて発表される。</p> <p>(4)宇治市に対する上記の通報は、資料2-41に示す通報連絡系統により通報される。</p> <p>資料2-41 通報連絡系統</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>を用いる場合がある。</u></p> <p><u>資料1-44 特別警報・警報・注意報</u></p> <p><u>資料1-45 大雨警報・洪水警報の危険度分布等の概要</u></p> <p>(3)京都地方気象台の発表する予報及び警報等の通報は、災害対策基本法、気象業務法、消防法、水防法等に定められたものによる。</p> <p>(4)気象台が発表する気象注意報及び気象警報は、すべて同格に取り扱われる所以、新しいものが出来たときは自動的に切りかわる。</p> <p>(5)地面現象と浸水に関する注意報・警報事項は、それぞれの注意報及び警報の標題として発表されず、気象注意報あるいは気象警報に含めて発表される。</p> <p>(6)宇治市に対する上記の通報は、資料2-41に示す通報連絡系統により通報される。</p> <p>資料2-41 通報連絡系統</p> <p><u>(7)早期注意情報（警報級の可能性）</u></p> <p><u>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後																				
	第6章 広報・広聴 活動計画	第1節 広報活動	<p>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</p> <table border="1"> <tr> <td>情報伝達先</td> </tr> <tr> <td>各班、市民（広報車・エリアメール・電子メール・HP・FB・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）</td> </tr> </table>	情報伝達先	各班、市民（広報車・エリアメール・電子メール・HP・FB・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）	<p>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</p> <table border="1"> <tr> <td>情報伝達先</td> </tr> <tr> <td>各班、市民（広報車・エリアメール・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）</td> </tr> </table>	情報伝達先	各班、市民（広報車・エリアメール・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）																
情報伝達先																								
各班、市民（広報車・エリアメール・電子メール・HP・FB・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）																								
情報伝達先																								
各班、市民（広報車・エリアメール・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）																								
	第11章 避難誘導計 画	第1節 避難勧告等 の発令	<p>2. 避難の対象及び基準</p> <p>(2) 基準 (省略)</p> <p>〔（警戒レベル3）避難準備・高齢者等避難開始の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準及び状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条件 土砂災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、危険度レベル1となったとき（今後2時間以内に土砂災害が発生するおそれがある状況） </td> </tr> </tbody> </table> <p>〔（警戒レベル4）避難勧告の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準及び状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条件 河川</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する1時間前 </td> </tr> <tr> <td>条件 土砂災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、危険度レベル2となったとき（今後1時間以内に土砂災害が発生するおそれがある状況） </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準及び状況	条件 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、危険度レベル1となったとき（今後2時間以内に土砂災害が発生するおそれがある状況） 	区分	基準及び状況	条件 河川	<ul style="list-style-type: none"> 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する1時間前 	条件 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、危険度レベル2となったとき（今後1時間以内に土砂災害が発生するおそれがある状況） 	<p>2. 避難の対象及び基準</p> <p>(2) 基準 (省略)</p> <p>〔（警戒レベル3）避難準備・高齢者等避難開始の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準及び状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条件 土砂災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、実況または予想で大雨警報発表基準の土壤雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき </td> </tr> </tbody> </table> <p>〔（警戒レベル4）避難勧告の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準及び状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条件 河川</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前 </td> </tr> <tr> <td>条件 土砂災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準及び状況	条件 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、実況または予想で大雨警報発表基準の土壤雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき 	区分	基準及び状況	条件 河川	<ul style="list-style-type: none"> 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前 	条件 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき
区分	基準及び状況																							
条件 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、危険度レベル1となったとき（今後2時間以内に土砂災害が発生するおそれがある状況） 																							
区分	基準及び状況																							
条件 河川	<ul style="list-style-type: none"> 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する1時間前 																							
条件 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、危険度レベル2となったとき（今後1時間以内に土砂災害が発生するおそれがある状況） 																							
区分	基準及び状況																							
条件 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、実況または予想で大雨警報発表基準の土壤雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき 																							
区分	基準及び状況																							
条件 河川	<ul style="list-style-type: none"> 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前 																							
条件 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 京都府土砂灾害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき 																							

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後																			
			<p>〔（警戒レベル4）避難指示（緊急）の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準及び状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>・天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始したとき</td></tr> <tr> <td rowspan="2">土砂災害</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、危険度レベル3となったとき</td></tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	区分	基準及び状況	河川	(省略)	・天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始したとき	土砂災害	(省略)	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、危険度レベル3となったとき	<p>〔（警戒レベル4）避難指示（緊急）の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準及び状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>・天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する1時間前</td></tr> <tr> <td rowspan="2">土砂災害</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき</td></tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	区分	基準及び状況	河川	(省略)	・天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する1時間前	土砂災害	(省略)	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき			
区分	基準及び状況																						
河川	(省略)																						
	・天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始したとき																						
土砂災害	(省略)																						
	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、危険度レベル3となったとき																						
区分	基準及び状況																						
河川	(省略)																						
	・天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する1時間前																						
土砂災害	(省略)																						
	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき																						
第13章 特に配慮を 必要とする 人達の安全 確保	第1節 高齢者、障 害のある人 達への配慮	4. 社会福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開 (1)～(2) 略 (3) 管内の社会福祉施設と連携し、被災者の受け入れと水、食料、保健福祉サービス等が速やかに提供できる体制の確立に努 <u>(新設)</u>	4. 社会福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開 (1)～(2) 略 (3) 管内の社会福祉施設と連携し、被災者の受け入れと水、食料、保健福祉サービス等が速やかに提供できる体制の確立に努 (4) 移動が可能で希望する要介護高齢者と障害者については、府内及び近隣府県の社会福祉施設等への緊急入所を勧める。																				
第26章 防疫活動	第1節 実施責任者	<p>【活動を実施するために必要な情報の入手先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目別の主な入手情報</th><th>情報入手先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防疫班の編成、薬剤の調達等準備</td><td></td></tr> <tr> <td>災害状況及び応援職員の人数</td><td>本部事務局</td></tr> <tr> <td>防疫の実施</td><td></td></tr> <tr> <td>災害状況</td><td>本部事務局</td></tr> </tbody> </table>	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	防疫班の編成、薬剤の調達等準備		災害状況及び応援職員の人数	本部事務局	防疫の実施		災害状況	本部事務局	<p>【活動を実施するために必要な情報の入手先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目別の主な入手情報</th><th>情報入手先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防疫班の編成、薬剤の調達等準備</td><td></td></tr> <tr> <td>災害状況及び応援職員の人数</td><td>府山城北保健所</td></tr> <tr> <td>防疫活動の実施</td><td></td></tr> <tr> <td>活動範囲</td><td>府山城北保健所</td></tr> </tbody> </table>	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	防疫班の編成、薬剤の調達等準備		災害状況及び応援職員の人数	府山城北保健所	防疫活動の実施		活動範囲	府山城北保健所
活動項目別の主な入手情報	情報入手先																						
防疫班の編成、薬剤の調達等準備																							
災害状況及び応援職員の人数	本部事務局																						
防疫の実施																							
災害状況	本部事務局																						
活動項目別の主な入手情報	情報入手先																						
防疫班の編成、薬剤の調達等準備																							
災害状況及び応援職員の人数	府山城北保健所																						
防疫活動の実施																							
活動範囲	府山城北保健所																						

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後												
			<p>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</p> <table border="1"> <tr> <td>活動項目別の主な伝達情報</td> <td>情報伝達先</td> </tr> <tr> <td>防疫の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動内容の連絡</td> <td>応援職員</td> </tr> </table>	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	防疫の実施		活動内容の連絡	応援職員	<p>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</p> <table border="1"> <tr> <td>活動項目別の主な入手情報</td> <td>情報入手先</td> </tr> <tr> <td>防疫活動の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協力要請</td> <td>府山城北保健所</td> </tr> </table>	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	防疫活動の実施		協力要請	府山城北保健所
活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先															
防疫の実施																
活動内容の連絡	応援職員															
活動項目別の主な入手情報	情報入手先															
防疫活動の実施																
協力要請	府山城北保健所															
第27章 行方不明者 の捜索、遺 体の取扱い	第2節 遺体の収容 処置	<p>第2節 遺体の収容処理 (省略)</p> <p>4. 遺体の処理</p> <p>(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 遺体の識別等の措置として行うもので、遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。</p> <p>(2) 遺体の安置 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬できない場合は、あらかじめ遺体安置場所予定地として指定された公共施設や寺院等の施設を借り上げ又は野外に天幕を設置する等により埋葬するまで安置する。</p> <p>(5) 火葬場の所在、名称、処理能力等は、下表のとおりである。 表 火葬場の所在、名称、処理能力等一覧表</p> <table border="1"> <tr> <td>宇治市斎場</td> <td>(省略)</td> <td>電話 21-2737</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </table>	宇治市斎場	(省略)	電話 21-2737		(省略)		<p>第2節 遺体の収容処置 (省略)</p> <p>4. 遺体の処理</p> <p>(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上からも衛生上からも好ましくなく、遺体の識別を容易にするためにも洗浄の処置が必要となる。 市は、必要に応じて、作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。</p> <p>(2) 遺体の安置 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬できない場合は、あらかじめ遺体安置場所予定地として指定された公共施設や寺院等の施設を借り上げ又は野外に天幕を設置する等により埋火葬するまで安置する。</p> <p>(5) 火葬場の所在、名称、処理能力等は、下表のとおりである。 表 火葬場の所在、名称、処理能力等一覧表</p> <table border="1"> <tr> <td>宇治市斎場</td> <td>(省略)</td> <td>電話 39-9203</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </table>	宇治市斎場	(省略)	電話 39-9203		(省略)		
宇治市斎場	(省略)	電話 21-2737														
	(省略)															
宇治市斎場	(省略)	電話 39-9203														
	(省略)															

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後																																																												
			<p>(省略) 【活動を実施するために必要な情報の入手先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主担当</th> <th>活動項目別の主な入手情報</th> <th>情報入手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉班</td> <td colspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境班</td> <td>遺体に関する情報、火葬場の状況</td> <td>警察署、本部事務局、宇治市霊園公社</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">応援要請 災害状況、職員のり 災状況、火葬場の状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察署、宇治市霊園公社、近隣火葬場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主担当</th> <th>活動項目別の主な伝達情報</th> <th>情報入手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉班</td> <td colspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境班</td> <td>火葬 遺体に関する情報、火葬場の状況</td> <td>遺族等、宇治市霊園公社</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火葬料の減免 災害状況、職員のり 災状況、火葬場の状況</td> <td>市民等、宇治市霊園公社</td> </tr> </tbody> </table>	主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	福祉班	(省略)		生活環境班	遺体に関する情報、火葬場の状況	警察署、本部事務局、宇治市霊園公社		応援要請 災害状況、職員のり 災状況、火葬場の状況			警察署、宇治市霊園公社、近隣火葬場		主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報入手先	福祉班	(省略)		生活環境班	火葬 遺体に関する情報、火葬場の状況	遺族等、宇治市霊園公社		(省略)			火葬料の減免 災害状況、職員のり 災状況、火葬場の状況	市民等、宇治市霊園公社	<p>(省略) 【活動を実施するために必要な情報の入手先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主担当</th> <th>活動項目別の主な入手情報</th> <th>情報入手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉班</td> <td colspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境班</td> <td>火葬 遺体に関する情報、火葬場の状況</td> <td>警察署、本部事務局、宇治市斎場、病院、遺族等</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">応援要請 災害状況、職員のり 災状況、火葬場の状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察署、宇治市斎場、近隣火葬場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主担当</th> <th>活動項目別の主な伝達情報</th> <th>情報入手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉班</td> <td colspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境班</td> <td>火葬 火葬の依頼、火葬の実施について</td> <td>遺族等、宇治市斎場</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害救助法に基づく火葬料の減免 減免措置について</td> <td>市民等、宇治市斎場</td> </tr> </tbody> </table>	主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	福祉班	(省略)		生活環境班	火葬 遺体に関する情報、火葬場の状況	警察署、本部事務局、宇治市斎場、病院、遺族等		応援要請 災害状況、職員のり 災状況、火葬場の状況			警察署、宇治市斎場、近隣火葬場		主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報入手先	福祉班	(省略)		生活環境班	火葬 火葬の依頼、火葬の実施について	遺族等、宇治市斎場		(省略)			災害救助法に基づく火葬料の減免 減免措置について	市民等、宇治市斎場
主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先																																																														
福祉班	(省略)																																																															
生活環境班	遺体に関する情報、火葬場の状況	警察署、本部事務局、宇治市霊園公社																																																														
	応援要請 災害状況、職員のり 災状況、火葬場の状況																																																															
	警察署、宇治市霊園公社、近隣火葬場																																																															
主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報入手先																																																														
福祉班	(省略)																																																															
生活環境班	火葬 遺体に関する情報、火葬場の状況	遺族等、宇治市霊園公社																																																														
	(省略)																																																															
	火葬料の減免 災害状況、職員のり 災状況、火葬場の状況	市民等、宇治市霊園公社																																																														
主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先																																																														
福祉班	(省略)																																																															
生活環境班	火葬 遺体に関する情報、火葬場の状況	警察署、本部事務局、宇治市斎場、病院、遺族等																																																														
	応援要請 災害状況、職員のり 災状況、火葬場の状況																																																															
	警察署、宇治市斎場、近隣火葬場																																																															
主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報入手先																																																														
福祉班	(省略)																																																															
生活環境班	火葬 火葬の依頼、火葬の実施について	遺族等、宇治市斎場																																																														
	(省略)																																																															
	災害救助法に基づく火葬料の減免 減免措置について	市民等、宇治市斎場																																																														

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
		第6節 災害救助法 による基準	<p>1. 遺体の搜索</p> <p>(1) 対象 死亡した者の居住地、住家、死亡の原因と 関係なく、その者の被災場所に災害救助法 が適用されて<u>おれば</u>搜索の対象とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1. 遺体の搜索</p> <p>(1) 対象 死亡した者の居住地、住家、死亡の原因と 関係なく、その者の被災場所に災害救助法 が適用され<u>いれば</u>搜索の対象とする。</p> <p><u>(2) 費用の限度</u> <u>舟艇その他搜索のための機械器具等の借上 賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域にお ける通常の実費とする。</u></p> <p><u>(3) 期間</u> <u>災害発生の日から10日以内</u></p>
	第28章 応急仮設住 宅及び住宅 の応急修理	第3節 応急仮設住 宅建設と供 与	<p>4. 規模 1戸あたり29.7平方メートルを基準として平 成25年内閣府告示第228号に定める額以内</p>	<p>4. 規模 1戸あたり29.7平方メートルを基準として<u>災 害救助法施行細則</u>に定める額以内</p>
	第29章 文教対策	第4節 教育に関する 応急措置	<p>7. 園児、児童、生徒等の健康管理 <u>被災した園児、児童、生徒等に対し、保 健指導やカウンセリング等を実施し、健康 の保持、心のケア等を行う。また、必要に 応じて健康診断を実施する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>7. 園児、児童、生徒等の健康管理</p> <p><u>(1) 被災した園児、児童、生徒等に対 し、保健指導やカウンセリング等を実施 し、健康の保持、心のケア等を行う。ま た、必要に応じて健康診断を実施する。</u></p> <p><u>(2) 災害の状況に応じ、被災した園児、 児童、生徒等及び教職員等の保健衛生に留 意し、校舎内外の清掃や伝染病予防等の措 置及び健康診断を実施する。</u></p>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
一般対策編 第4編 災害復旧計 画	第2章 市民の生活 確保	第2節 災害弔慰金 等の支給	<u>(追加)</u> <p>1. 災害弔慰金の支給 (省略)</p> <p>3. 災害援護資金の貸付け (省略) (3) 貸付条件 償還期間 10年（うち据置3年） 償還方法 年賦又は月賦、半年賦で元利均等償還 利子 保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%（据置期間中は無利子） 連帯保証人 任意 所得制限 条例等に定める額</p>	<p>市は自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。 また、災害により障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。また、家財等に被害があった場合は、生活の安定、自立の助長の資金として災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>1. 災害弔慰金の支給 (省略)</p> <p>3. 災害援護資金の貸付け (省略) (3) 貸付条件 償還期間 10年（うち据置3年） 償還方法 年賦又は月賦、半年賦で元利均等償還 利子 保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%（据置期間中は無利子） 連帯保証人 任意 所得制限 条例等に定める額</p>
		第8節 融資対策	<p>(3) 貸付条件 ア. 償還期間 7年以内 イ. 利子 (ア) 据置期間（貸付の日から<u>1年</u>以内）無利子 (イ) 据置期間経過後 <u>年3%</u></p> <p>(4) 申請期間 災害発生の日から6カ月以内</p>	<p>(3) 貸付条件 ア. 償還期間 7年以内 イ. 利子 (ア) 据置期間（貸付の日から<u>3カ月</u>以内）無利子 (イ) 据置期間経過後 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%</p> <p>(4) 申請期間 災害発生の日から概ね6カ月以内</p>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
震災対策編 第2編 災害予防計 画	第2章 地震に強い 宇治市づく り	第6節 医療救護体 制の整備	<p>1. 初動医療体制の整備</p> <p>(2) 医薬品・資機材等の整備</p> <p>ア. 市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。</p> <p>イ. 市外からの応急医療物資の受け入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1. 初動医療体制の整備</p> <p>(2) 医薬品・資機材等の整備</p> <p>ア. 市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。</p> <p>イ. 市外からの応急医療物資の受け入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。</p> <p><u>(3) 広域災害・救急医療情報システム（EMI S）による医療情報の把握</u></p> <p>市は、被災地域外の関連機関による初動医療体制の構築、迅速・的確な救急・救護・医療活動ができるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMI S）を活用し、各医療機関の被災状況の情報収集及び避難所・救護所の情報等の共有に努める。</p>
震災対策編 第3編 災害応急対 策計画	第14章 飲料水、食 料、生活必 需品等の供 給	第2節 食料の供給	<p>1. 食料供給の方法</p> <p>(2) 食料供給の対象者</p> <p>ア. (省略)</p> <p>イ. (省略)</p> <p>ウ. 病院、ホテル等の滞在者</p> <p>エ. 救助、救護、防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア</p>	<p>1. 食料供給の方法</p> <p>(2) 食料供給の対象者</p> <p>ア. (省略)</p> <p>イ. (省略)</p> <p>ウ. 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者</p> <p>エ. 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア</p>
	第19章 災害ボラン ティアセン ターとの連 携	第2節 災害ボラン ティアセン ターの運営	<p>4. ボランティアの滞在場所の調整</p> <p>災害対策本部は、ボランティアが支援活動に参加する際の滞在場所について配慮するなど、活動を支援する。</p> <p>ボランティア団体等の組織においてボランティアを派遣する場合は、できる限り各団体において、滞在場所を確保してもらうよう要請する。</p>	<p>4. ボランティアの滞在場所（サテライト）の調整</p> <p>災害対策本部は、ボランティアが支援活動に参加する際の滞在場所（サテライト）について配慮するなど、活動を支援する。</p> <p>ボランティア団体等の組織においてボランティアを派遣する場合は、できる限り各団体において、滞在場所（サテライト）を確保してもらうよう要請する。</p>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後																																						
	第20章 清掃・防疫 等に関する 対策	第4節 防疫対策	<p>【活動を実施するために必要な情報の入手先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目別の主な入手情報</th> <th>情報入手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援要請</td> <td>災害範囲及び職員のり災 状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>火葬</td> <td>遺体に関する情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察署</td> </tr> </tbody> </table> <p>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目別の主な伝達情報</th> <th>情報伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防疫班の編成</td> <td>活動内容の連絡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応援職員</td> </tr> <tr> <td>応援要請</td> <td>災害状況、理由、必要資 源（人員・物資等）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山城北保健 所</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	応援要請	災害範囲及び職員のり災 状況		本部事務局	火葬	遺体に関する情報		警察署	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	防疫班の編成	活動内容の連絡		応援職員	応援要請	災害状況、理由、必要資 源（人員・物資等）		山城北保健 所	<p>【活動を実施するために必要な情報の入手先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目別の主な入手情報</th> <th>情報入手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>火葬</td> <td>遺体に関する情報、火葬 場の状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本部事務 局、警察 署、宇治市 斎場、病 院、遺族等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目別の主な伝達情報</th> <th>情報伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防疫班の編成、薬剤の調達等準備</td> <td>活動内容の連絡、発注</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応援職員、 業者</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	(削除)	(削除)	火葬	遺体に関する情報、火葬 場の状況		本部事務 局、警察 署、宇治市 斎場、病 院、遺族等	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	防疫班の編成、薬剤の調達等準備	活動内容の連絡、発注		応援職員、 業者	(削除)	(削除)		(削除)
活動項目別の主な入手情報	情報入手先																																									
応援要請	災害範囲及び職員のり災 状況																																									
	本部事務局																																									
火葬	遺体に関する情報																																									
	警察署																																									
活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先																																									
防疫班の編成	活動内容の連絡																																									
	応援職員																																									
応援要請	災害状況、理由、必要資 源（人員・物資等）																																									
	山城北保健 所																																									
活動項目別の主な入手情報	情報入手先																																									
(削除)	(削除)																																									
火葬	遺体に関する情報、火葬 場の状況																																									
	本部事務 局、警察 署、宇治市 斎場、病 院、遺族等																																									
活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先																																									
防疫班の編成、薬剤の調達等準備	活動内容の連絡、発注																																									
	応援職員、 業者																																									
(削除)	(削除)																																									
	(削除)																																									
	第22章 遺体の取扱 い	第1節 遺体の収容 処置	<p>2. 遺体の安置</p> <p>遺体の身元識別のため相当の時間を必要とする場合や、死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、あらかじめ遺体安置場所予定地として指定された公共施設や寺院等の施設の借り上げ又は野外に天幕を設置する等により埋葬するまで安置する。</p>	<p>2. 遺体の安置</p> <p>遺体の身元識別のため相当の時間を必要とする場合や、死亡者が多数のため短時間に埋火葬できない場合は、あらかじめ遺体安置場所予定地として指定された公共施設や寺院等の施設の借り上げ又は野外に天幕を設置する等により埋火葬するまで安置する。</p>																																						

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後												
		第4節 遺体の火葬	<p>(4) 火葬が市において実施できないときは近隣火葬場の協力を得て行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(4) 火葬が市において実施できないときは近隣火葬場の協力を得て行う。</p> <p>(5) 火葬場の所在、名称、処理能力等は、下表のとおりである。</p> <p>表 火葬場の所在、名称、処理能力等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宇治市 斎場</th> <th>燃料</th> <th>炉数</th> <th>処理能力</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>灯油</td> <td>8基</td> <td>通常時 16体 (1日当り)</td> <td>非常時 32体 37</td> <td>宇治金 井戸7- 37 39- 9203</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、近隣火葬場は以下のとおり。</p> <p>①京都市中央斎場 京都府京都市山科区花山旭山町19-3 TEL : 075-561-4251、FAX : 075-561-4249</p> <p>②枚方市立やすらぎの杜 大阪府枚方市車塚1丁目1-30 TEL : 072-857-4123、FAX : 072-857-4114</p>	宇治市 斎場	燃料	炉数	処理能力	所在地	電話		灯油	8基	通常時 16体 (1日当り)	非常時 32体 37	宇治金 井戸7- 37 39- 9203
宇治市 斎場	燃料	炉数	処理能力	所在地	電話											
	灯油	8基	通常時 16体 (1日当り)	非常時 32体 37	宇治金 井戸7- 37 39- 9203											
		第6節 災害救助法 による基準	<p>【活動を実施するために必要な情報の入手先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目別の主な入手情報</th> <th>情報入手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺体の埋葬</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>遺体に関する情報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	遺体の埋葬	本部事務局	遺体に関する情報		<p>【活動を実施するために必要な情報の入手先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目別の主な入手情報</th> <th>情報入手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺体の埋葬</td> <td>本部事務局、遺族等</td> </tr> <tr> <td>遺体に関する情報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	遺体の埋葬	本部事務局、遺族等	遺体に関する情報	
活動項目別の主な入手情報	情報入手先															
遺体の埋葬	本部事務局															
遺体に関する情報																
活動項目別の主な入手情報	情報入手先															
遺体の埋葬	本部事務局、遺族等															
遺体に関する情報																
第24章 文教対策	第3節 応急教育	3. 教科書及び学用品の調達並びに支給 (1) 災害救助法が適用された場合 教育班はこれを調査し、必要あると認定されたものについて調達支給するが、災害救助法による学用品の給与基準は次のとおりである。	3. 教科書及び学用品の調達並びに支給 (1) 災害救助法が適用された場合 教育班はこれを調査し、必要あると認定された学用品について調達支給する。災害救助法による学用品の給与基準は次のとおりである。													

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
			<p>(2) 災害救助法の発動のない場合 教育長が各学校等の教科書のそう失、き損の状況を調査する。 その報告に基づき、補給する必要のある冊数をまとめて、京都府山城教育局を経て、府教育委員会へ補給について必要な要請をする。</p> <p>(省略)</p> <p>5. 園児、児童、生徒等の健康管理</p> <p>(1) 被災した園児、児童、生徒等に対し、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等を行う。</p>	<p>(2) 災害救助法の発動のない場合 教育長が各学校等の教科書のそう失、き損の状況を調査する。 その報告に基づき、補給する必要のある冊数をまとめて、京都府山城教育局を経て、府教育委員会へ補給について必要な要請をする。 <u>なお、給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。</u></p> <p>(省略)</p> <p>5. 園児、児童、生徒等の健康管理</p> <p>(1) 被災した園児、児童、生徒等に対し、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等を行う。<u>また、必要に応じて健康診断を実施する。</u></p>
震災対策編 第4編 災害復旧計 画	第2章 市民の生活 確保	第2節 災害弔慰金 等の支給	<p>3. 災害援護資金の貸付け</p> <p>(3) 貸付条件 償還期間 10年（うち据置3年） 償還方法 年賦又は半年賦で元利均等償還 利子 年3%（据置期間中は無利子） 連帯保証人 必要 所得制限 条例等に定める額</p> <p>4. その他の資金 災害救助法の適用に至らない自然災害においては、<u>低所得世帯、住宅等に被害を受けた者</u>に対し、<u>生活福祉資金の貸し付け</u>を行う。</p>	<p>3. 災害援護資金の貸付け</p> <p>(3) 貸付条件 償還期間 10年（うち据置3年） 償還方法 年賦又は<u>月賦</u>、半年賦で元利均等償還 利子 <u>保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%</u>（据置期間中は無利子） 連帯保証人 <u>任意</u> 所得制限 条例等に定める額</p> <p>4. その他の資金 災害救助法の適用に至らない自然災害においては、<u>住宅等に被害を受けた低所得世帯等</u>に対し、<u>府社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の推進</u>を図る。</p>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後			
震災対策編 第5編 南海トラフ 地震防災対 策推進計画	第1章 総則	第1節 計画の方針	<p>1. 南海トラフ地震について (5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。(平成26年3月31日) 宇治市においても、震度6強の揺れが想定され、推進地域の指定を受けた。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1. 南海トラフ地震について (5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。(平成26年3月31日) 宇治市においても、震度6強の揺れが想定され、推進地域の指定を受けた。</p> <p><u>(6) 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」を策定した。</u></p>			
	第6章 関係者との 連携協力の 確保	第2節 防災体制に に関する事項 <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>第2節 防災体制に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>担当</td> <td>災害対策本部</td> <td>本部事務局、総務班、情報班</td> </tr> </table> <p>内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合、本市は次とのおり対応するものとする。</p>	担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班
担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班					

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後								
				<p>1. 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表 気象庁は次の条件により「南海トラフ地震 に関連する情報」を発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th><th>情報発表条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ 地震臨時情 報（調査 中）</td><td>・観測された異常な現象(注 1)が南海トラフ沿いの大規 模な地震と関連するかどうか が調査を開始した場合、ま たは調査を継続している場 合</td></tr> <tr> <td>南海トラフ 地震臨時情 報（巨大地 震警戒）</td><td>・巨大地震の発生に警戒が 必要な場合 ※南海トラフの想定震源域 内のプレート境界におい て、M8.0以上の地震が発生 した場合</td></tr> <tr> <td>南海トラフ 地震臨時情 報（巨大地 震注意）</td><td>・巨大地震の発生に注意が 必要な場合 ※南海トラフの想定震源域 内のプレート境界において M7.0以上、M8.0未満の地震 が発生した場合、または南 海トラフの想定震源域内の プレート境界以外や想定震 源域の海溝軸外側50km程度 までの範囲でM7.0以上の地 震が発生した場合及びひず み計等で有意な変化として 捉えられる、短い期間にプ レート境界の固着状態が明 らかに変化しているような 通常とは異なるゆっくりす べりを観測した場合</td></tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ 地震臨時情 報（調査 中）	・観測された異常な現象(注 1)が南海トラフ沿いの大規 模な地震と関連するかどうか が調査を開始した場合、ま たは調査を継続している場 合	南海トラフ 地震臨時情 報（巨大地 震警戒）	・巨大地震の発生に警戒が 必要な場合 ※南海トラフの想定震源域 内のプレート境界におい て、M8.0以上の地震が発生 した場合	南海トラフ 地震臨時情 報（巨大地 震注意）	・巨大地震の発生に注意が 必要な場合 ※南海トラフの想定震源域 内のプレート境界において M7.0以上、M8.0未満の地震 が発生した場合、または南 海トラフの想定震源域内の プレート境界以外や想定震 源域の海溝軸外側50km程度 までの範囲でM7.0以上の地 震が発生した場合及びひず み計等で有意な変化として 捉えられる、短い期間にプ レート境界の固着状態が明 らかに変化しているような 通常とは異なるゆっくりす べりを観測した場合
情報名	情報発表条件											
南海トラフ 地震臨時情 報（調査 中）	・観測された異常な現象(注 1)が南海トラフ沿いの大規 模な地震と関連するかどうか が調査を開始した場合、ま たは調査を継続している場 合											
南海トラフ 地震臨時情 報（巨大地 震警戒）	・巨大地震の発生に警戒が 必要な場合 ※南海トラフの想定震源域 内のプレート境界におい て、M8.0以上の地震が発生 した場合											
南海トラフ 地震臨時情 報（巨大地 震注意）	・巨大地震の発生に注意が 必要な場合 ※南海トラフの想定震源域 内のプレート境界において M7.0以上、M8.0未満の地震 が発生した場合、または南 海トラフの想定震源域内の プレート境界以外や想定震 源域の海溝軸外側50km程度 までの範囲でM7.0以上の地 震が発生した場合及びひず み計等で有意な変化として 捉えられる、短い期間にプ レート境界の固着状態が明 らかに変化しているような 通常とは異なるゆっくりす べりを観測した場合											

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
			<p><u>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u></p> <p><u>南海トラフ地震関連解説情報</u></p>	<p>・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p> <p>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）</p> <p><u>注 1 南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定</u></p> <p>2. 本市の対応</p> <p>本市は、東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、東海地震関連情報が発表された場合の対策等についても検討する。</p> <p>(1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、直ちに災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。</p>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
				<p>(2) また、市民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。</p> <p>(3) 事業所に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>(4) 関係部局においては、災害警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。</p> <p>(5) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。</p>

第3節
南海トラフ
地震に関連
する情報が
発表された
際の対応

第2節 防災体制に関する事項

第3節 南海トラフ地震に関連する情報が発
表された際の対応